

お知らせ

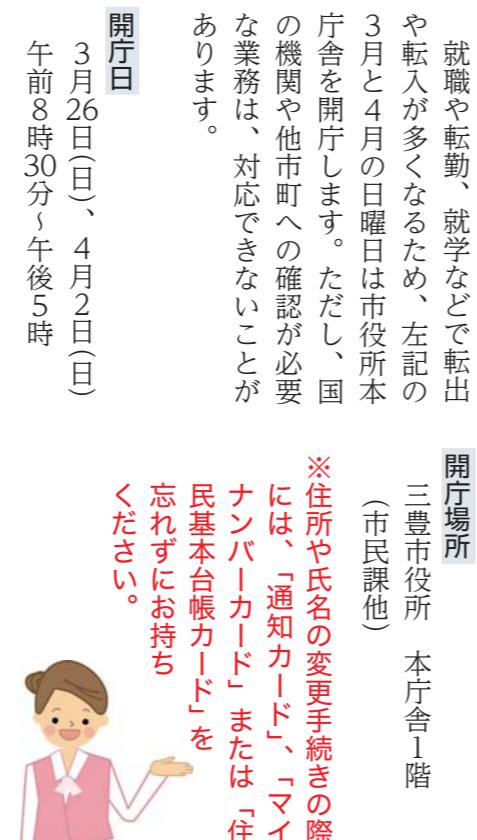
3月26日と4月2日の日曜日は開庁します

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005

日曜開庁日 業務一覧

※各支所は開庁しません

住民票・戸籍など	<ul style="list-style-type: none"> 住民異動届の受け付け 住民票の写し、戸籍などの証明の発行 印鑑登録、印鑑登録証明の発行 国民年金の手続き マイナンバーカードの交付（要予約）
税務	<ul style="list-style-type: none"> 各種納税証明の発行 市税の納付
保険・福祉	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療の手続き 介護保険認定者の転出、転入の受け付け 障がい者手帳の手続き 児童手当、児童扶養手当の受け付け
教育	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校の児童、生徒の転出、転入の受け付け 幼稚園児の転出、転入の受け付け
水道	<ul style="list-style-type: none"> 開栓、閉栓の手続き 水道料金の納付 <p>※日曜開庁日以外の土日、祝日も水道局料金センターで手続きや納付ができます 水道局料金センター ☎62-2142</p>



引っ越しをしたら住民票を移しましょう

▶問い合わせ 選挙管理委員会（総務課内） ☎73-3000

国の中では、住民票を移して3ヶ月経つといふ人は、旧住所地の選挙人名簿に登録されれば、旧住所地の選挙人として投票することができます。県・市の選挙では、その県・市から転出した場合、選挙権がなくなり、選挙人名簿に登録されないとどうしても投票できません。

大学や専門学校などに修学するため、親元を離れて下宿や寮などに居住している学生の住所は、原則としてその下宿や寮などの所在地にあるとされています。選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。進学などのために引っ越しをしたときは、引っ越し先の市区町村に住民票を移し、新しい住所地で投票しましょう。

※選挙人名簿に登録されるためには、転入の届け出をした日から引き続き3ヶ月以上居住する必要があります。

そのため、引っ越しをしたら住民票を移しましょう

選挙人名簿の登録は、住民票のある市区町村で行われます

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されることが必要です

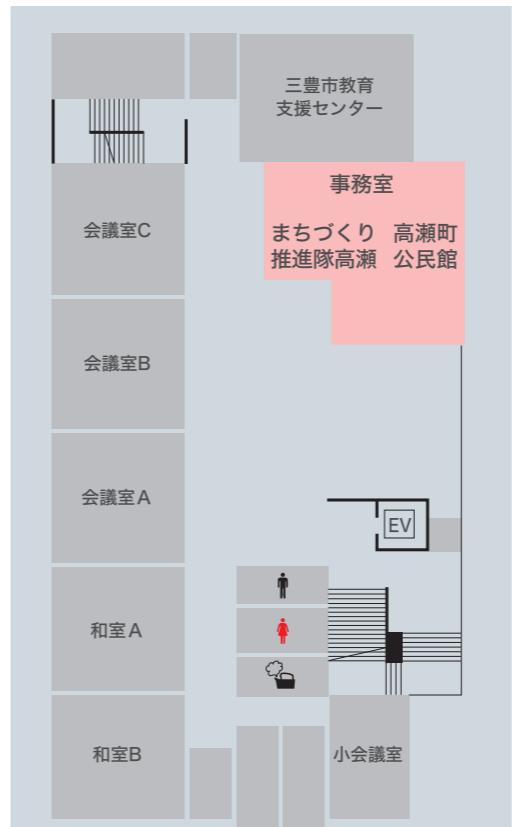


お知らせ

みとよ未来創造館が開館します

▶問い合わせ 生涯学習課 ☎73-3135

みとよ未来創造館 2階配置図



4月1日から、高瀬町農村環境改善センターの名称が「みとよ未来創造館」に変わり、生涯学習施設としてリニューアルします。詳細は市ホームページなどでお知らせします。まちづくり推進隊高瀬も移転作業のため、3月下旬の数日間は十分な対応ができないことが予想されます。会員・利用者の皆さんにはご理解・ご協力をお願いします。

高瀬町公民館は移転作業のため、3月下旬の数日間は臨時休館します。地区の生涯学習活動や市民によるまちづくり活動の拠点となります。



事務所名	電話番号
三豊市高瀬町公民館	73-3051 (番号が変わります)
NPO法人 まちづくり推進隊高瀬	73-3410 (今までどおりです)

使用料（1時間当たり）

区分	利用時間	昼間	夜間
	午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時	
大ホール	3,630円	4,380円	
会議室A	1,040円	1,550円	
会議室B	1,040円	1,550円	
会議室C	1,040円	1,550円	
和室A	1,040円	1,550円	
和室B	1,040円	1,550円	
小会議室	500円	750円	

※冷暖房を使用したときは、上記金額の4割増しです。
市外の人が利用するときは、上記金額の5割増しです。
利用者が入場料またはこれに類するものを徴収するときは、上記金額の5割増しです。